

意見案第 13 号 過労死等の防止に関する総合的な対策を求める意見書

[26. 3.19 経済委員長 齊藤 博 提出/26. 3.20 原案可決]

「過労死」が社会問題となり、「k a r o s h i」が国際用語となつてから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自死で命を落としていくことは、我が国にとつても大きな損失と言わなければならない。

我が国では、労働時間などの規制のため、労働基準法、労働安全衛生法が定められており、まずは、同法の適切な運用により事態の解決を図ることが先決であると考えているが、過重な長時間労働を強いられることが現実であり、また、本格的な少子高齢化社会の到来を踏まえると、女性の社会進出に伴う就労環境を整備するためにも、長時間労働が許容される社会的な風潮を是正する必要もある。

しかしながら、昨今の雇用情勢の中、労働者は、労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があり、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よつて、国においては、過労死の実態把握に努めるとともに、過労死の防止に向けた総合的な対策を行うことを目的とした法律を一日も早く制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 各通

北海道議会議長 加藤 礼一